

古文書を読む会学習記録

作成日 平成29年 4月27日

開催日	平成29年 4月27日	時 間	10:00~12:00
所	区役所リハーサル室	出席人数	14名
講 師	真田 雅行氏	作成者	伊達 一雄
テーマ	第二学習 和宮様御下向 ④		
概 要	<p>今回は、和宮様御下向に伴う村の負担軽減を嘆願する文書など読む。</p> <p>○信州・伊那郡の上黒田村など七ヶ村の惣代が道中奉行に出した嘆願願。</p> <p>当村は昔から飯田城や関所の普請などを勤めており、度々難渋の旨を申し上げ御伝馬役を免除して頂いていたが、今般、和宮御下向につき妻籠、馬籠など4ヶ宿の助郷を仰せつかった。加えて領主が中仙道の追分、沓掛などの道の警護も仰せつかった。先に書き上げた通り「高之内半高何卒以 御慈悲御免除被成下置候様一同偏ニ奉願上候」(何とか半分にしてほしい)。このことは江戸表の道中奉行にお願いしたが、お取扱いにならなかった。再度お願いするのでお聞き届け願いたい。</p> <p>○片平村(現在は横浜市都筑区)の名主の家に伝わる「御下向ニ付当分助郷被仰付御請書」。村の負担は人足三拾人、馬三疋、とあり決して軽くはないが、村一同が連印して「急度(きつと)相動可申候」と言っている。御下向の通り道を遠く離れた村にも助郷の負担がかかるなど理不尽な話であるが、受け入れざるを得ない時代であり、まさに“お百姓はつらいよ”という文書と言える。</p> <p>○御下向の道中について文書(石神村~烏川の渡し~日光例幣使街道の玉村~板鼻宿) 箇条書きの人の出入りや「往来留切」(通行止め)など警護のお達しが何回も出てくる中で、「夜中赤木(城)山火事、畑中へ出一覧致す、中々見事に御座候」という文があるのが面白い。</p> <p>また、大目付からの廻状の写しとして「来ル十五日 和宮様清水御屋敷へ御着其後嚴儀之御行粧ニ而御本丸へ可被為入候、此段向々江可被相達候」と公儀から仰出されたとある。この他にも警護のための御用と書かれた提灯や、役所や宿場と村から差し出された印が絵入りで書かれているなど、和宮様御下向に伴う幕府からの指示、お達しは実に細かい。それ程の大事業とってしまえばそれまでだが、財政的な負担が全ての村にのしかかる状況で処理せざるを得なかった江戸幕府の将来を暗示させる出来事ではなかったか。</p>		
次回予定	平成29年5月11日 10:00~12:00	於:金沢区役所リハーサル室	第一学習 富岡村大胡家文書 ②